

「福島県沖における洋上風力発電事業に関する調査事業業務委託」に係る公募型企画プロポーザル
質問に対する回答

令和7年7月23日
福島県エネルギー課

質問	回答
<p>【契約について】 募集要領にある「9 企画提案書等の提出に際しての留意事項」では、「キ経理処理については、経済産業省が定める「委託事業事務処理マニュアル」に準じて行うこと」と記載されておりますが、本業務委託の契約は、確定検査を伴い人件費等の実績に応じた精算払による契約ではなく、成果に対する対価をお支払いいただく請負契約という理解で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、予め額を確定して締結する請負契約となります。</p>
<p>【知的財産権について】 仕様書（2）留意事項「オ 本委託業務の履行により新たに得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。」とありますが、著作権の帰属等に関して選定後に調整を図ることは可能でしょうか。</p>	<p>著作権の帰属等に関しては、委託事業者選定後に個別に調整することとします。</p>